**県発注工事の前金払に係る特例措置について**

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年総務省令第６１号）が平成２８年５月２７日付けで公布・施行され、改正後の同規則が平成２８年４月１日から適用されたことを踏まえ、県発注工事の代価の前金払について、下記のとおり取り扱うこととなりました。

１　特例措置の内容

土木建築に関する公共工事において、前金払の対象となる経費として、「労働者災害補償保険料及び保証料」を、「現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）」に拡大する。

適用対象となる工事の請負契約書について、特約条項として別記の条項を挿入する。

〔別記〕特約条項

第○　約款第３６条に次のただし書を加える。

　　　　　ただし、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成３０年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

２　適用対象

平成２８年４月１日から平成30年３月３１日までに契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年３月３１日までに払出しが行われるものについて適用する。

福島県いわき建設事務所

平成29年４月